

東日本ユニオン

組織通信

J R 東日本労働組合

組織通信 発責：組織部

2018年1月25日 No.66

36協定が未締結！？ 振り回されている！と嘆く社員も

この間、幾度となく「36協定」が締結されないがゆえに、職場では「勤務が発表されない」「年休が入っていない」など、予定や計画が立たないことへの不満のほか、勤務を作成している管理者などからも、疑問や不満の声が東日本ユニオンに寄せられています。その一方で「翌月までには締結するだろう」という冷ややかな声があるのも現実です。

この36協定とは、経営側から見れば「法定労働時間を超えて、社員を働かせるために必要なもの」であり「36(サブロク)」とは労働基準法第36条を指しています。この36協定を結び、労働基準監督署に「届出」をしないと、社員に1分たりとも時間外労働をさせることができなくなります。

さらに「36協定」を締結するにあたっては、その適用単位を「事業場において労働者の過半数で組織する労働組合、もしくは労働者の過半数を代表する者と書面による協定を締結することが必要である」と謳っており、原則として事業場(職場)単位で締結することも可能となっています。当社の場合、現場長と社員代表で締結できるということです。

あらゆる労働条件・労働環境の総点検行動を実施中！

あくまで労働基準法が定めているのは、働く者にとって「最低基準の労働条件」です。働く者の視点で見れば36協定はあくまで例外的な協定であり、本来ならば経営側は協定に頼らず、安全で健康的に働くことができるように適切な要員配置も含めた労働条件・労働環境を整備すべきです。

私たち東日本ユニオンは、組合員一人ひとりの意見を大切にしています。現在展開中の「JR発足30年 あらゆる労働条件・労働環境の総点検行動」では、組合員や職場の仲間たちからの「一人一要求」が数多く寄せられており、要求と合わせて東日本ユニオンを含めた労働組合への期待や不満、要望など自由な意見が寄せられています。そして、本部に寄せられた要求をもとに組織の要求へと高める取り組みを鋭意進めています。

本日1月25日付で、JR東労組より東日本ユニオンに加入！

本日1月25日付で、JR東労組よりJR採用の組合員が1名加入しました。今こそ組合員とともに取り組みを進める東日本ユニオンに結集しよう！

東日本ユニオンに結集しよう！